

福津市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条—第3条)

第3章 市民と議会の関係(第4条—第8条)

第4章 議会と市長等の関係(第9条—第12条)

第5章 議会機能の強化・充実(第13条—第17条)

第6章 体制整備(第18条—第19条)

第7章 定数・報酬・政治倫理(第20条—第22条)

第8章 災害時における業務継続(第23条)

第9章 この条例の位置付け・見直し(第24条—第25条)

附則

福津市は、平成17年1月24日福間町と津屋崎町が合併して誕生しました。

福津市という名称には、幸福や多くの人が集まる津(港、場所)という意味が込められています。海や山などの自然に富み、また国道・鉄道等広域的な交通利便性にも富んでいます。

市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する議会は、二元代表制のもと、市政に対する市民の負託に応える責務を有しています。

議会は、日本国憲法に定められているとおり、議事機関として、地方自治の本旨を実現するため、その機能を十分発揮しなければなりません。

地方分権の推進に伴い、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大し、市民の市政に対する考えも多様化する中、議会が果たすべき役割、重要性が増すことは明らかであり、その役割を十分に果たす責任があります。

福津市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関として、自ら公正性と透明性を保持するとともに、伝統ある歴史・文化を次代に引き継ぎ、市民参加と共働のもとで、更なる市民福祉の増進に全力を尽くすことを決意し、ここに議会の最も根幹となる条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと、議会及び議員の役割と責務等に加え、議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)並びに市民との関係を明らかにすることにより、市民に身近で開かれた議会となることを目指し、地方自治の本旨に基づき市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議事機関であり、市の意思決定機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民に分かりやすい議会とするため、開かれた議会を目指すこと。
- (2) 法令を遵守し、公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- (3) 議会は、その意思決定に当たっては、市民の信頼に応えるため、詳細かつ慎重な審議を尽くすこと。
- (4) 議事に反映させるため、市民の意見の把握に努めること。
- (5) 市民の代表として、市政の公正で適切な政策、施策及び事務執行の実現を目指すこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、住民自治の原則を具現化するため、市民の代表としてのその意思を市の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うことを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 民意を的確に市政へ反映させるため、市民意見の把握に努めること。
- (3) 法令を遵守し、市民の代表として高い倫理基準を保持すること。
- (4) 自らの資質の向上を図るため、不断の自己研さんに努めること。
- (5) 良心、責任感及び品位を保ち、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (6) 自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。

第3章 市民と議会の関係

(会議の公開)

第4条 議会は、原則として議会の会議、常任委員会及び特別委員会を公開とする。

(情報発信及び広報活動)

第5条 議会は、透明性と信頼性を高めるとともに、市民と議会の信頼関係を構築するため、市民が議会活動に関心を持つよう、議会独自の視点から議会活動に関する情報を発信するよう努めるものとする。

2 前項の目的を達成するために、広報活動を充実させなければならない。

(市民参加)

第6条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会への市民の理解を深めるとともに、市民参加の機会を設けるものとする。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議決の責任を深く認識するとともに、議決をしたときは、市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。

(請願及び陳情)

第8条 議会は、提出された請願及び陳情については、提出者からの政策提案と位置付けるものとする。

2 議会は、請願の審議に当たっては、請願者から意見を聴く機会を設けるよう努めることとする。

3 委員会において、市民等からの陳情の審査を行う場合は、必要に応じて陳情者から意見を聴く機会を設けるよう努めることとする。

4 議会は、請願の審議結果及び委員会における陳情の審査結果を請願者又は陳情者に通知するとともに、市民に公表することとする。

第4章 議会と市長等の関係

(政策立案及び政策提案・政策提言)

第9条 議会は、政策形成機能を有する議事機関として、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるために、条例の制定、議案の修正、決議その他の方法を通じて、積極的に政策立案及び政策提案・政策提言を行うものとする。

(監視及び評価)

第10条 議会は、二元代表制のもと、市長等と常に緊張ある関係を構築するとともに、市の事務について監視及び評価を行うものとする。

(議決事件の追加・拡大)

第11条 議会は、市民の負託に応える市政運営を実現し、市民福祉の増進と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項に基づく議決事件の追加又は拡大について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(説明要求)

第12条 議会は、市政に関する重要な政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が市長から提出されたときは、その政策等の決定過程を確認するため、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体における類似する政策等との比較検討結果
- (4) 市民参加の有無とその内容
- (5) 福津市基本構想との整合性
- (6) 将来にわたる政策等の効果並びに費用及び財源措置
- (7) その他議会審議に必要な事項

第5章 議会機能の強化・充実

(委員会)

第13条 委員会は、市政の諸課題を的確に判断し、委員会の独立性、専門性及びその

特性を活かした適切な運営に努めるものとする。

- 2 委員会は、その審査及び調査においては、論点・争点を明確にし、市民に分かりやすい議論となるよう努めるものとする。

(公聴会及び参考人制度)

第14条 議会は、審議等の充実を図るため、市民、学識経験者等の意見を審議等に反映させるよう、公聴会及び参考人制度の活用にも努めるものとする。

(専門的知見の活用)

第15条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査の充実を図るため、法第100条の2に規定する専門的知見の活用にも努めるものとする。

(政務活動費)

第16条 会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

- 2 政務活動費の交付に関することは、別に条例で定める。

(議員の研修)

第17条 議会は、議員の資質向上を図り、議事機関としての機能を最大限に発揮させるため、議員研修の充実強化にも努めるものとする。

第6章 体制整備

(議会事務局)

第18条 議会は、議会及び議員の政策立案機能等を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の充実に努めるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

- 2 議会図書室の運用に関する事項は、議長が別に定める。

第7章 定数・報酬・政治倫理

(議員定数)

第20条 議員定数は、市政の現状と課題、将来の予測及び展望等を勘案し、市民の意見を聴取した上で、十分に検討されたものでなければならない。

- 2 議員定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況及び類似する他市の議員報酬等を勘案し、市民の意見を聴取した上で、十分に検討されたものでなければならない。

- 2 議員報酬は、別に条例で定める。

(政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理を自覚するとともに、政治倫理

の向上と確立に努めなければならない。

- 2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

第8章 災害時における業務継続

(災害時における業務継続)

第23条 議会は、災害等が発生した場合においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する議事機関としての機能維持に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第9章 この条例の位置付け・見直し

(この条例の位置付け)

第24条 この条例は、議会の最も根幹となる条例であり、議会に係する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検証及び見直し手続)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、一定期間ごとに検証し、必要があると認めるときは、その検証結果に基づいて所要の措置をとるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(福津市議会委員会条例の一部改正)

- 2 福津市議会委員会条例(平成24年福津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「委員長は」の次に「秩序を保持するため」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「委員会」を「議会運営委員会及び議会広報を所管する委員会」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

- 1 常任委員会及び特別委員会は、原則として公開する。ただし、議会広報を所管する委員会は除く。

第19条に次の1項を加える。

- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第22条第1項中「平成17年」を「平成25年」に改める。